平成２７年（フ）第１２１号
静岡市清水区銀座８番14号
債務者　株式会社ゴトー
代表者代表取締役　後藤　英之
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　絵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月１日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３号
静岡県田方郡函南町間宮438番地の１
債務者　株式会社Ｒｅｔｕｒｎ’ｓ
代表者代表取締役　芹澤　弥生
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂部　利夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月１日午前10時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３９９号
横浜市中区竹之丸58番地24
債務者　有限会社アクティブ
代表者取締役　金子　勇一
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　隆男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午前11時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１８号
北海道余市郡余市町大川町４丁目73番地
債務者　金森　幸雄
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿角　健太
4　破産債権の届出期間　平成27年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第４１８号
札幌市中央区南14条西15丁目１番３号　ヴェルデ山鼻503号
債務者　小島　和孝
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　圭一
4　破産債権の届出期間　平成27年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５号
青森県弘前市大字代官町67番地１　駅前北地区都市再生住宅701号
債務者　鎌田　秀昭
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　賢二
4　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第３７６号
名古屋市緑区大高町字己新田86番地の４
債務者　佐藤　浩之
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春名　潤也
4　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０１号
千葉県八街市朝日256番地７
債務者　小林　正和
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　晃久
4　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月29日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５８号
千葉県船橋市二和東６丁目18番14号
債務者　町井　　修
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　寛之
4　破産債権の届出期間　平成27年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１９５号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区７棟110号
債務者　三浦　松雄
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長島　雄太
4　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月１日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１８号
京都府亀岡市篠町見晴２丁目５番３号
債務者　長谷川健市
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高山　博司
4　破産債権の届出期間　平成27年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
千葉市花見川区幕張本郷１丁目13番２号　ニューよろづや第２ビル302号
債務者　笠井　洋子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　哲弘
4　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１０号
千葉県船橋市夏見１丁目16番９号　ファミーユ夏見202号
債務者　中島　良太
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井出　達希
4　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月３日午後３時
6　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４８号
千葉県市川市本北方１丁目１番８号
債務者　武藤　陸伸
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　修司
4　破産債権の届出期間　平成27年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係